

肱川水系河川整備計画【中下流圏域】（変更原案）に係る 公聴会の開催に関する公述人の募集について

1. 公聴会の目的

肱川水系河川整備計画の変更に向けて、「肱川水系河川整備計画【中下流圏域】(変更原案)」(以下、「変更原案」という)を作成いたしました。今回、変更原案に関して、河川法(第16条の2第4項)に則り、肱川流域にお住まいの皆様からご意見をお聴きするため、公述人を募集し、公聴会を開催します。

2. 公聴会の開催日時及び場所

日時:令和4年2月27日(日) 13:00～(受付 12:00～)

場所:大洲市総合福祉センター(4階多目的ホール)愛媛県大洲市東大洲270-1(別紙-1)

※公聴会は新型コロナウイルス感染拡大状況、気象条件等により運営方法の変更または開催を延期させていただく場合がございます。

その際は、ホームページでお知らせするとともに、すみやかに公述人に通知し、当該公聴会の会場に提示する等の措置を行います。

3. 公聴会の進め方

公聴会は、「肱川水系河川整備計画公聴会規則(以下、「公聴会規則」という)」(別紙-2)、「肱川水系河川整備計画に係る公聴会の公述規定」(別紙-3)、「肱川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規定(以下、「傍聴規定」という)」(別紙-4)に基づき実施します。

当日、責任者より公聴会の進め方について説明させて頂いた後、公述人の方には、届出書に記載頂いた意見(変更原案に関係のないものや公序良俗に対して不適切なものを除く)を述べて頂きます。なお、公述人お一人の時間は、最大10分とさせて頂くとともに、陳述後に責任者から発言の内容や主旨を確認させて頂く場合があります。

4. 公述人の募集について

公聴会に先立ち、公述人を公募します。なお、「公述希望届出書(以下、「届出書」という)」(別紙-5)の募集期間は、以下のとおりです。

令和4年1月20日(木)～令和4年2月3日(木)17時まで

※郵送の場合も、令和4年2月3日(木)17時までに到着したものに限り。

5. 公述人の資格及び制限

【資格】

- 大洲市、伊予市、西予市、砥部町、内子町にお住まいの方。
- 募集期間内に「届出書」を四国地方整備局長に提出した方。

【制限】

- 提出された内容が変更原案に関係ない場合、又は、内容が公序良俗に対して不適切な場合、当該部分の陳述を認めない場合があります。
- 公述希望が多数ある場合は、以下の基準により、四国地方整備局長が選定し、公述人の数を制限させて頂きます。

—選定基準—

- ・ 意見要旨及びその理由が変更原案に関するもので、論旨が明確であること。

6. 公述人の決定について

公述人の決定は、「届出書」の〆切(令和4年2月3日)から概ね1週間程度で、選定結果(公述人の採否)を本人宛に郵送にてお知らせします。

公述人に選定された方には、公述規定等の詳細もお知らせします。

公聴会当日にパワーポイント等の使用を希望される方や、自らの陳述の内容に関して傍聴者へ資料配付を希望される方は、令和4年2月24日(木)12時(必着)までに、データ又は資料を大洲河川国道事務所 公聴会公述人担当係宛(公述希望届出書提出先と同じ)に送付願います。

傍聴人への配付資料はA4版1枚とし、当日会場にて国土交通省から配布いたします。

7. 公述希望届出書(様式)の入手方法

「届出書」は、http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/kawa/ks_koutyoukai_r04.htmlからダウンロードできる

ほか、【変更原案】等の閲覧場所となっている関係機関(別紙-6)からも入手できます。

8. 公述希望届出書の提出先

公述を希望される方は、「届出書」に記入の上、提出期間内に下記の提出先まで、持参、郵送、電子メールまたはFAXにて提出して下さい。なお、郵送の際は、封筒に朱書きで「公聴会公述希望届出書在中」の旨、記載願います。

【提出方法・提出先】

① 送・持参:〒795-8512 大洲市中村210

大洲河川国道事務所 公聴会公述人担当係 宛

② メール: iken-h8810@mlit.go.jp

③ FAX番号: 0893-24-5234

※提出期間内の土・日・祝日は、持参による提出は受け付けできませんのでご了承ください。

※ メール又はFAXで届出書(様式)を提出する場合は、その着信確認を行ってください。

※ 届出書(様式)を使用していない封書やはがき(公述希望届出書と同様の内容を記載の上、意見の概要に関する文字数800字以内は、厳守願います)による応募については、「公聴会公述希望届出書」と朱書きで明記されたものに限り、同様の取扱いとします。

※ 本届出書は、「個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)」に則り、肱川水系の河川整備計画に関する意見聴取、統計処理にのみ使用し、頂いた意見を公表する場合には個人が特定出来ないように加工して使用します。

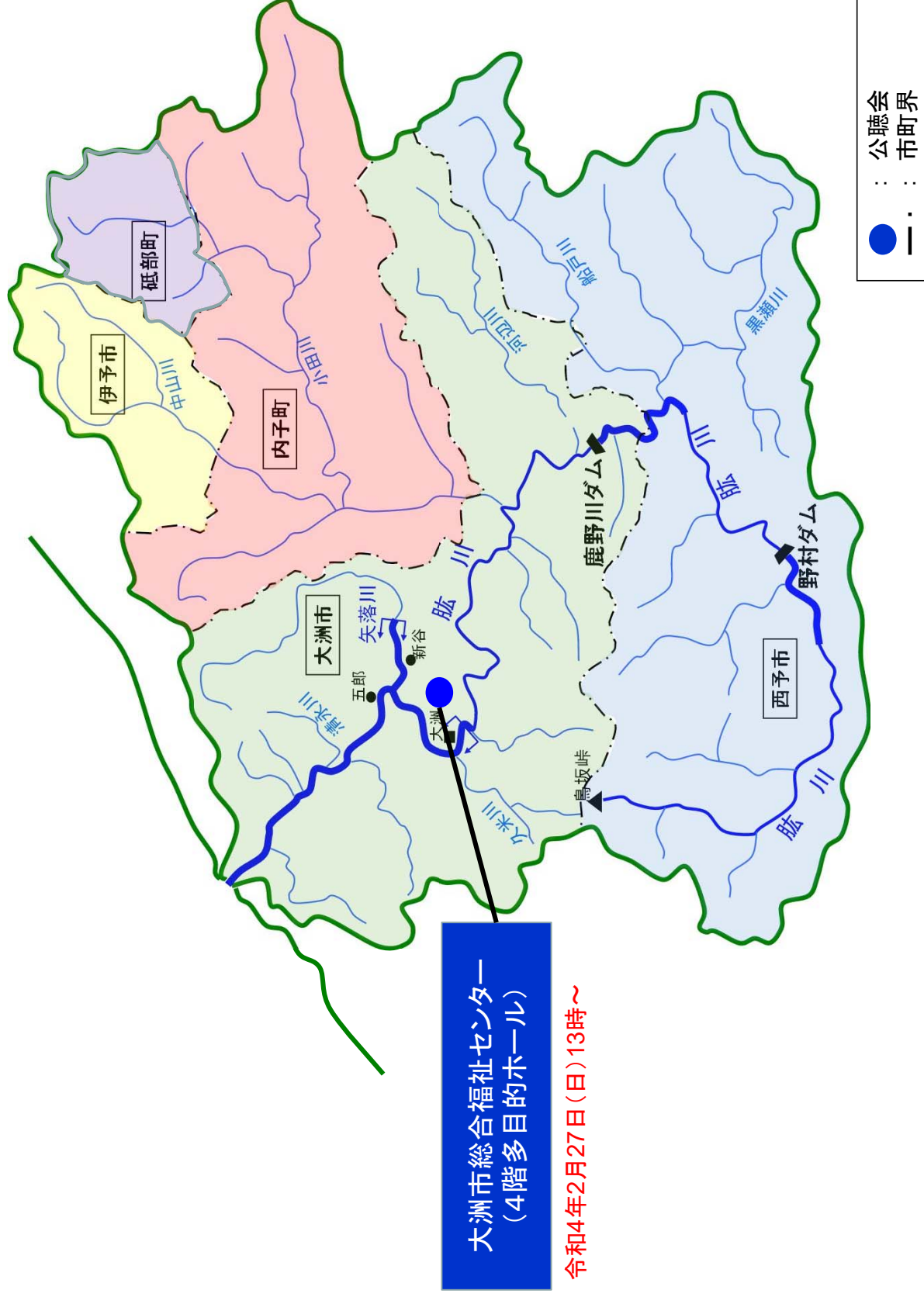
※ 提出されたすべての届出書(公表用)は、公聴会当日に傍聴者にコピーを配布するとともに、後日、肱川水系河川整備計画ウェブサイトで公表させていただきます。

9. 公聴会の傍聴

公聴会は、「公開」とし、傍聴を希望される方は、「公聴会規則」及び「傍聴規定」の遵守をお願いします。なお、会場の都合上、傍聴者については、公述人を含め先着35名とさせていただきますのでご了承下さい。また、YouTubeライブ配信も行います。視聴を希望される場合、令和4年2月24日(木)12時まで(別紙-7)記載のメールアドレスまでご連絡ください。配信先のURL及び資料をメール送付いたします。

10. ご意見の取り扱い

公聴会で頂いた意見については、十分検討のうえ、できる限り肱川水系河川整備計画(変更案)に反映いたします。また、いただいた意見は、とりまとめのうえ、河川管理者の考えを付して公表いたします。



四国地方整備局訓令第16号

肱川水系河川整備計画公聴会規則を次のように定める。

令和元年7月22日

四国地方整備局長 小林 稔



肱川水系河川整備計画公聴会規則

1 趣旨

この規則は、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定に基づく肱川水系河川整備計画の作成又は変更に関し、四国地方整備局が開催する公聴会について必要な事項を定めるものとする。

2 公聴会の開催

- (1) 公聴会は、肱川流域内又はその周辺で開催するものとする。
- (2) 公聴会の開催については、事前に公聴会の期日及び場所並びにその概要について公表するものとする。

3 公述人の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）は、原則として肱川流域内の住民であり、公表された期限までに、住所、氏名、意見の要旨等を記載した書面（以下「公述希望届出書」という。）を四国地方整備局長に提出した者とする。

4 公述の制限

- (1) 四国地方整備局長は、公述希望届出書の提出を受けたときは、あらかじめその内容を審査し、意見の内容の全部又は一部が河川整備計画（案）の内容に関係がないと認められる場合、又は意見の内容が公序良俗に反すると認められる場合には、関係のない部分の陳述を認めないことができる。
- (2) 四国地方整備局長は、公述希望届出書を提出した者が多数あり、公聴会の期日において、これらの者全員に意見を述べさせることができないと認めるときは、公述人の数を制限できる。
- (3) 四国地方整備局長は、前二項の規定により陳述を認めないとき又は公述人の数を制限するときは、その旨を公述希望届出書を提出した者に通知する。

5 公聴会の責任者等

公聴会は、四国地方整備局長が主宰し、同局長が指名する職員が責任者及び補助者（以下「責任者等」という。）として開催する。

6 責任者等の責務

- (1) 責任者等は、公聴会を円滑に進めることを目的として、予め「肱川水系河川整備計画に係る公聴会の公述規程」（以下「公述規程」という。）及び「肱川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規程」（以下「傍聴規程」という。）を定め公表する。
- (2) 責任者等は、公聴会を開催するにあたり、本規則、公述規程及び傍聴規程等に基づき、公述を円滑に進めるとともに、秩序維持に努める。

7 意見の陳述

- (1) 四国地方整備局長は、3に定める資格を有する者の中から公述人を選定するものとし、公述人を決定した場合には速やかに当人あてに通知するものとする。なお、決定に際し、公述希望届出書の内容の一部に4（1）の規定に該当する内容を含む場合は、公述人の決定の通知に際し、陳述にあたって4（1）の規定に該当する部分を除外する制限を付することができる。
- (2) 公述人は、責任者等の許可を受けて陳述しなければならない。
- (3) 公述人は、決められた公述時間内において陳述することができる。
- (4) 公述人は、公述希望届出書（公述人の決定に際し、四国地方整備局長より制限が付されている場合はそれ以外の部分）の内容の範囲をこえて陳述してはならない。
- (5) 責任者等は、公述人の陳述が7（2）から（4）の範囲をこえたときは、その陳述の禁止を命ずることがで

きる。

- (6) 責任者等は、公聴会における公述人の公述時間及び順序を定めることができる。
- (7) 責任者等は、公聴会の秩序を乱す行為や別途定める公述規程の禁止事項に違反する行為を行った公述人については、その行為の中止を命じることができる。また、公述人が中止命令に応じない場合には、公聴会の会場からの退場を命じることができる。
- (8) 責任者等は、公聴会の実施時に公述人に対して内容について確認することができる。ただし、公述人は、責任者等に対して質疑することはできない。

8 傍聴人の制限

責任者等は、次に掲げる場合には傍聴人の入場を制限することができる。

- (1) 傍聴希望者数が会場の傍聴定員を越えるとき。
- (2) 公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるとき。

9 公聴会の秩序維持

- (1) 傍聴人は公聴会の会場においては、責任者等の指示に従わなければならない。
- (2) 責任者等は、公聴会の秩序を乱す行為や別途定める傍聴規程の禁止事項に違反する行為を行った傍聴人に対し、その行為の中止を命じることができる。また、傍聴人が中止命令に応じない場合には、公聴会の会場からの退場を命じることができる。

10 公聴会の延期

- (1) 四国地方整備局長は、災害などやむを得ない理由により必要があると認めるときは、公聴会を延期することができる。
- (2) 四国地方整備局長は、10(1)の規定により公聴会を延期しようとするときは、すみやかに公述人に通知するとともに、当該公聴会の会場に延期する旨を提示する等周知のための措置を講じるものとする。

11 公聴会の打ち切り

- (1) 責任者等は、次に掲げる事項のうちいずれかに該当すると認められる場合において、公聴会を打ち切ることができる。
 - ア 責任者等、公述人又は傍聴人等公聴会に関係する者の身体に危害が加えられたとき又はその著しいおそれがあるとき。
 - イ 公聴会を開催する施設又はその設備が破壊、損傷又はその使用を困難にする行為がなされた、又はその著しいおそれがあるとき。
 - ウ 7(7)及び9(2)による退場命令に従わない者が多数いることにより、公聴会の運営が困難となったとき。
- (2) 責任者等は、11(1)の規定により公聴会を打ち切ったときは、公聴会が予定されていた期間中、公聴会の会場又はその付近の適当な場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。
 - ア 公聴会を打ち切ったこと。
 - イ 打ち切り後の意見陳述の方法等

12 公聴会記録の作成

- (1) 責任者等は、公聴会について、記録を作成しなければならない。
- (2) 記録には次に掲げる事項を記載し、責任者等が署名捺印をしなければならない。
 - ア 内容
 - イ 開催日時
 - ウ 公述人の住所及び氏名
 - エ 陳述された意見要旨
 - オ 公聴会の経過に関する事項

附 則

この規則は、令和元年7月22日から施行する。

肱川水系河川整備計画に係る公聴会の公述規程

(主旨)

本公述規程は、公聴会を円滑に進めるため、必要な事項を定めたものです。

(公聴会の開催)

- 1) 公聴会は、肱川流域で1回開催します。
- 2) 各流域における公聴会は、約2時間を上限の目安として開催します。

(公述)

- 1) 開会前に公述の進行における説明を行いますので、公述人は開会時間の1時間前までにお越し下さい。
- 2) 公述人は、会場に入室する前に受付において「公述人決定通知書」及び免許証などの本人と確認できるものをご提示下さい。(代理人による陳述は出来ません。)
- 3) 公述人お一人の公述時間は、10分以内とします。
発表開始8分経過後にベルを1回、10分経過後にベルを2回、11分経過後にベルを3回鳴らします。ベルが3回鳴ったときには、発言途中でも打ち切りを行います。
- 4) 責任者等から陳述後に発言の内容や趣旨を確認させていただくことがあります。
- 5) 公述人が述べる意見は、提出された公述希望届出書を四国地方整備局長が審査し、意見の内容の全部または部分が河川整備計画(案)に関係のないものを除いた内容に限ります。または意見の内容が公序良俗に反するものを除いた内容に限ります。
- 6) 公述の際、PCの使用を希望される公述人は、令和4年2月24日12時(必着)までに当日の資料とするファイル(パワーポイント等)を、公聴会の窓口(大洲河川国道事務所 公聴会公述人担当係)宛てに送付して下さい。
- 7) 公述人が自らの陳述の内容に関して傍聴人に配布したい資料がありましたら、A4サイズ1枚(両面可)以内にまとめて、令和4年2月24日12時(必着)までに、公聴会の窓口(大洲河川国道事務所 公聴会公述人担当係)宛てに送付して下さい。
- 8) 公述人は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ① 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
 - ② 会場内の撮影、録画もしくは録音をしないこと。
 - ③ プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
 - ④ 前述①～③に掲げるものの他、会場の秩序を乱したり進行の妨げとなるような行為をしないこと
- 9) 公述人が前述1)～8)に掲げる事項を遵守しない場合は、その行為の中止や退場を命じる場合があります。
- 10) 以上のほか、公述人は責任者等の指示に従ってください。

(公表)

- 1) 「公述希望届出書」は、公表用の部分をコピーしたものを、公聴会当日に配布します。
あわせて、事前に提出していただいた配布希望資料についても同様の取り扱いとします。
- 2) 発言内容及び当日配布した資料については、個人名・不適切な発言を除き、後日、肱川水系河川整備計画のウェブサイトにおいて公表させていただきます。

肱川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規程

(主旨)

本傍聴規程は、公聴会を円滑に進めるため、必要な事項を定めたものです。

(傍聴)

- 1) 傍聴人は、会場に入室する前に受付において氏名、住所、年齢を記入してください。
- 2) 多くの方に傍聴していただけるよう席の確保に努めますが、会場の都合により、傍聴席が満席となった場合には、入室をお断りすることがありますので、ご了承ください。
(入場は先着順です。)
- 3) 傍聴人は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ① 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
 - ② 会場内の撮影、録画、もしくは録音をしないこと。
 - ③ 公述人及び責任者等に対して発言をしないこと。
 - ④ 公述への批判、可否の表明、ヤジ、拍手などをしないこと。
 - ⑤ プラカード、はちまき、腕章の類いなどをしないこと。
 - ⑥ みだりに席を離れないこと。
 - ⑦ 当該傍聴規程に定めた遵守すべき事項に従うこと。
 - ⑧ 前述①～⑦に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- 4) 傍聴人が、上記に掲げる事項を遵守しない場合は、その行為の中止や退場を命じる場合があります。
- 5) 新型コロナウイルス感染防止予防対策として、入場時の検温(37.5度以上の場合は入場をご遠慮頂きます)、マスク着用、手指のアルコール消毒について、ご協力よろしく申し上げます。
- 6) 以上のほか、傍聴人は責任者等の指示に従ってください。

令和4年1月20日(木)から令和4年2月25日(金)まで、以下の場所において、資料の閲覧が可能です。
(午前9時から午後5時まで閲覧が可能。ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

国土交通省

- 四国地方整備局8階情報公開室(香川県高松市サンポート3番33号)
- 大洲河川国道事務所1階ロビー(大洲市中村210)
- 山鳥坂ダム工事事務所1階ロビー(大洲市肱川町予子林6-4)
- 肱川ダム統合管理事務所鹿野川ダム管理支所(大洲市肱川町山鳥坂280)
- 肱川ダム統合管理事務所1階ロビー(西予市野村町野村8-153-1)

愛媛県

- 土木部河川港湾局河川課(松山市一番町4丁目4-2)
- 南予地方局大洲土木事務所河川港湾課(大洲市田口甲425-1)
- 南予地方局西予土木事務所建設課(西予市宇和町卯之町5-175-3)

大洲市役所

- 治水課(大洲市大洲690番地の1)
- 長浜支所(大洲市長浜甲480番地の3)
- 肱川支所(大洲市肱川町山鳥坂74番地)
- 河辺支所(大洲市河辺町植松548番地)

西予市役所

- 建設部建設課(西予市宇和町卯之町三丁目434番地1)
- 野村支所産業建設課(西予市野村町野村12号619番地)

内子町役場

- 建設デザイン課(喜多郡内子町平岡甲168番地)
- 内子分庁舎(喜多郡内子町1515番地)
- 小田支所(喜多郡内子町小田81番地)

「第6回 肱川流域学識者会議」、「住民説明会」、「公聴会」

YouTubeによる視聴申し込み

YouTubeライブ配信による視聴を希望される皆様におかれましては、必要事項をメール本文に記入の上、期限までに下記送付先へ送信をお願いします。

【必要事項】

- ① 氏名（ふりがな）
- ② お住まい（市町村）
- ③ 連絡先（電話番号）
- ④ 視聴用URL及び当日会議資料送付先（メールアドレス）

【期限】

・第6回肱川流域学識者会議、住民説明会：令和4年2月3日（木）12：00まで

・公聴会：令和4年2月24日（木）12：00まで

送付先：skr-oozuka40@mlit.go.jp

メール着信を確認の後、視聴用URL及び会議資料（PDF電子データ）を返信いたします。
なお、以下の点を了承のうえ、申し込み願います。

○インターネット回線の状況やその他パソコンの環境により、映像や音声途切れる、または、停止するなど、正常に視聴できない場合があります。

接続が切れた場合などは、会議視聴用のURLに再度接続して頂きますようお願いいたします。

○会議視聴URLからは、会議の視聴のみ可能です。コメント投稿等は出来ません。

事務局：国土交通省四国地方整備局

愛媛県